

学校法人河合塾 内部統制システム整備の基本方針

学校法人河合塾（以下「本法人」）は、2025年3月27日、理事会において、役員（理事・執行役員）の職務執行が法令・寄附行為その他関連規程に適合すること及び業務の適正を確保するための体制の整備に関し、本法人の基本方針を以下のとおり決定した。

1. 経営に関する管理体制

- ① 理事会は、定時に開催するほか、必要に応じて臨時に開催し、法令・寄附行為に従い、必要な事項については評議員会の意見を聴いたうえで、業務執行上の重要事項を審議・決定するとともに、役員（理事・執行役員）の職務執行を監督する。
- ② 寄附行為並びに理事会運営規則及び評議員会運営規則に基づき、理事会及び評議員会の役割、権限及び体制を明確にし、適切な理事会及び評議員会の運営を行う。
- ③ 経営会議は、理事長・理事会長の諮問機関として、定時に開催するほか、必要に応じて臨時に開催し、経営会議運営規則に基づき、業務執行上の重要事項を審議する。
- ④ 執行役員職務権限規程に基づき、業務を執行する執行役員の担当業務を明確化し、事業運営の適切かつ迅速な推進を図る。
- ⑤ 職務分掌・決裁権限を明確にし、役員（理事・執行役員）及び教職員（以下「職員等」）の職務執行の適正性を確保するとともに、機動的な業務執行と有効性・効率性を高める。
- ⑥ 理事会、評議員会及び経営会議等の重要会議の議事録その他役員（理事・執行役員）の職務執行に係る情報については、寄附行為及び文書管理規程に基づき、適切に作成、保存及び管理する。
- ⑦ 職務執行部門からの独立性を有する内部監査部門を設置し、業務の適正及び効率性を確保するため、業務を執行する各部門の職務執行状況等を定期的に監査する。

2. リスク管理に関する体制

- ① リスク管理に関し、体制及びリスク管理規程を整備し、役割権限、リスク対応方法等を明確にする。
- ② 個人情報保護方針及び関係する諸規程に基づき、個人情報の保護と適切な管理を行う。
- ③ 事業活動に関するリスクについては、法令及び本法人の規程等に基づき、職務執行部門が自律的に管理することを基本とする。
- ④ 内部監査部門は、重要リスクが漏れなく適切に管理されているかを適宜監査し、その結果について理事会及び経営会議並びに理事長・理事会長に報告する。
- ⑤ 本法人の経営に重大な影響を及ぼすおそれのある重要リスクについては、経営会議で審議し、必要に応じて対策等の必要な事項を決定する。
- ⑥ 災害、事故その他の緊急時に備え、対応組織や情報連絡体制等について規程等を定めるとともに、継続的な教育と定期的な訓練を実施する。
- ⑦ 職務執行部門は、毎年、業務執行に関するリスクを特定し、必要に応じて見直しを行う。

3. コンプライアンスに関する管理体制

- ① 職員等が法令並びに寄附行為及び本法人の規程を遵守し、確固たる倫理観をもって事業活動等を行う組織風土を高めるために、コンプライアンス規程を定める。
- ② 本法人のすべての職員等のコンプライアンス意識の醸成と定着を推進するため、不正防止等に関わる職員等への教育及び啓発活動を継続して実施、周知徹底を図る。
- ③ 本法人の内外から匿名相談できる通報窓口を常設して、不正の未然防止を図るとともに、速やかな調査と是正を行う体制を推進する。通報窓口又は監事に対しコンプライアンスに関する相談又は違反に係る通報をしたことを理由に、不利益な取扱いを行わない。
- ④ 内部監査部門は、職員等の職務執行状況について、コンプライアンスの観点から監査し、その結果を理事会及び経営会議に報告する。役員（理事・執行役員）等は、当該監査結果を踏まえ、所要の改善を図る。
- ⑤ 法令・寄附行為違反等の行為が発見された場合には、コンプライアンス規程に従って、理事会及び経営会議において迅速に状況を把握するとともに、外部専門家と協力しながら適正に対応する。

4. 監査環境の整備（監事の監査業務の適正性を確保するための体制）

- ① 監事は、監事監査規程に基づき、公平不偏の立場で監事監査を行う。
- ② 監事は、理事会、評議員会及び経営会議等の重要会議への出席並びに重要書類の閲覧、審査及び質問等を通して、役員（理事・執行役員）等の職務執行についての適法性、妥当性に関する監査を行う。
- ③ 監事は、理事会が決定する内部統制システムの整備について、その決議及び決定内容の適正性について監査を行う。
- ④ 監事は、重要な書類及び情報について、その整備・保存・管理及び開示の状況など、情報保存管理体制及び情報開示体制の監査を行う。
- ⑤ 監事の職務を補助するものとして、独立性を有する監査部門を設置する。
- ⑥ 監査部門は、内部統制推進責任者及び監事の指揮命令下で業務を行い、当該部門に所属する職員の異動、人事評価及び懲戒等については、監事の意見を尊重する。
- ⑦ 職員等は、本法人に著しい損害を与えるおそれのある事実又は法令、寄附行為その他の規程等に反する行為等を発見したときは、直ちに理事長・理事会長並びに監事に報告する。
- ⑧ 職員等は、職務執行状況等について、監事が報告を求めた場合には、速やかにこれに応じる。
- ⑨ 理事長は、定期的に監事と会合を持つなどにより、事業の遂行と活動の健全な発展に向けて意見交換を図り、相互認識を深める。
- ⑩ 監事とその職務の執行について生ずる費用の前払い若しくは支出した費用の償還又は負担した債務の弁済を請求した場合には、速やかに相当額を支払う。

5. 本方針の改廃

本方針に見直しの必要性が生じた場合は、理事会の決議により改正するものとする。ただし、本方針の趣旨・目的等にてらし、内容の実質的な変更を伴わない見直しについては、理事長の決定で行うことができ、かかる見直しのうち、組織・呼称の変更等、他規程等が制定・改廃されたことに伴い、当該規程等の規程内容を反映して本方針の修正を行うものについては、経営戦略推進室長の決定で行うことができる。

6. 所管部門

本方針の所管部門は、経営戦略推進室とする。

附則 この規程は、2025年4月1日から施行する。

改定日 ー